

伊達地方消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合規則第6号

伊達地方消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
伊達地方消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成19年伊達地方消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 法第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する聴聞公示書に掲げる事項を表示して行うものとする。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 法第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、聴聞公示書（第2号様式）を掲示して行うものとする。

第4条第2項及び第4項並びに第11条第1項及び第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第20条第2項を次のように改める。

- 2 法第31条において準用する法第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する弁明の機会の付与公示書に掲げる事項を表示して行うものとする。

第20条に次の1項を加える。

- 3 法第31条において準用する法第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、弁明の機会の付与公示書（第33号様式）を掲示して行うものとする。

第21条第1項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第26条の表第3条第2項の項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に、「組合条例第15条第3項」を「組合条例第15条第4項」に改め、同表中「第3条第3項」を「第3条第4項」に、「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同表第3条第2項の項の次に次のように加える。

第3条第3項	法第15条第4項	組合条例第15条第4項
--------	----------	-------------

第26条の表第20条第2項の項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に、「組合条例第15条第3項」を「組合条例第15条第4項」に改め、同表第21条第1項の項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に、「組合条例第15条第3項」を「組合条例第15条第4項」に改め、同表第2号様式の項を次のように改める。

第2号様式	行政手続法第15条第3項	伊達地方消防組合行政手続条例第15条第3項
	行政手続法第15条第4項	伊達地方消防組合行政手続条例第15条第4項

第26条の表第4号様式の項中「伊達地方消防組合行政手続条例第22条第3項（第25条において準用する同法第22条第3項）」を「伊達地方消防組合行政手続条例第22条第3項（第25条において準用する同条例第22条第3項）」に、「行政手続法第15条第3項」を「行政手続法第15条第4項」に、「伊達地方消防組合行政手続条例第15条第3項」を「伊達地方消防組合行政手続条例第15条第4項」に改め、同表第18号様式の項中「行政手続条例第20条第3項」を「伊達地方消防組合行政手続条例第20条第3項」に改め、同表第33号様式の項を次のように改める。

第33号様式	行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項	伊達地方消防組合行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第3項
	行政手続法第31条において準用する同法第15条第4項	伊達地方消防組合行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第4項

第2号様式中「

公告第 号

聴 聞 公 示 書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第15条第3項の規定により公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき人には、 において
聴聞通知書を交付しますから申し出てください。

(元号) 年 月 日

行政庁 印

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴 聞 の 期 日	(元号) 年 月 日 時 分
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務 を所掌する組織	名 称
	所 在 地 (電話)

備考 行政手続法第15条第3項の規定により、この掲示をはじめた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書が到達したものとみなされます。
」を「

公告第 号

聴 聞 公 示 書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第15条第3項の規定により公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき人には、において
聴聞通知書を交付しますから申し出てください。

(元号) 年 月 日

行政庁 印

聴 聞 の 件 名		
不利益処分の名宛人となるべき者の氏名		
予定される不利益処分の内容		
不利益処分の根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴 聞 の 期 日		(元号) 年 月 日 時 分
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する事務 を所掌する組織	名 称	
	所 在 地	(電話)

備考 行政手続法第15条第4項の規定により、この掲示をはじめた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書が到達したものとみなされます。
」に改める。

第4号様式中「

公告第 号

続行（再開）聴聞公示書

当事者（参加人）となるべき人の所在が判明しないので、行政手続法第22条第3項（第25条において準用する同法第22条第3項）の規定により公示します。

なお、当事者（参加人）となるべき人には、
において続行（再開）聴聞期日通知書を交付しますから申し出てください。

(元号) 年 月 日

行政庁

印

聴聞の件名	
聴聞の期日	(元号) 年 月 日 時 分
聴聞の場所	

備考 1 行政手続法第15条第3項の規定により、この掲示をはじめた日から2週間を経過したときに、続行（再開）聴聞期日通知書が到達したものとみなされます。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

」を「

公告第 号

続行（再開）聴聞公示書

当事者（参加人）となるべき人の所在が判明しないので、行政手続法第22条第3項（第25条において準用する同法第22条第3項）の規定により公示します。

なお、当事者（参加人）となるべき人には、
において続行（再開）聴聞期日通知書を交付しますから申し出てください。

(元号) 年 月 日

行政庁

印

聴聞の件名	
聴聞の期日	(元号) 年 月 日 時 分
聴聞の場所	

備考 1 行政手続法第15条第4項の規定により、この掲示をはじめた日から2週間を経過したときに、続行（再開）聴聞期日通知書が到達したものとみなされます。

2 不要の文字は、横線で消すこと。
」に改める。

第5号様式中「

聴聞期日等変更申出書

(元号) 年 月 日

(あて先) 行政庁・主宰者

申出者の住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで通知 ((元号) 年 月 日に告知)
のあった聴聞の期日について、次のとおり変更を申し出ます。

記

聴聞の件名	
通知(告知)された聴聞の期日及び場所	(元号) 年 月 日 時 分
希望する聴聞の期日	(元号) 年 月 日 時 分
希望する聴聞の場所	
変更を希望する理由	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ添付すること。
」を「

聴聞期日等変更申出書

(元号) 年 月 日

(宛先) 行政庁・主宰者

申出者の住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで通知 ((元号) 年 月 日に告知)
のあった聴聞の期日について、次のとおり変更を申し出ます。

記

聴聞の件名	
通知(告知)された聴聞の期日及び場所	(元号) 年 月 日 時 分
希望する聴聞の期日	(元号) 年 月 日 時 分
希望する聴聞の場所	
変更を希望する理由	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ添付すること。
」に改める。

第8号様式中「

代理人資格証明書

(元号) 年 月 日

(あて先) 行政庁

届出者の住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで通知のあった聴聞（弁明の機会の付与）について、下記の者を代理人と定め、聴聞（弁明の機会の付与）に関する一切の行為を委任したことを証明します。

記

聴聞（弁明の機会の付与）の 件名	
代理人の氏名及び住所	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

」を「

代理人資格証明書

(元号) 年 月 日

(宛先) 行政庁

届出者の住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで通知のあった聴聞（弁明の機会の付与）について、下記の者を代理人と定め、聴聞（弁明の機会の付与）に関する一切の行為を委任したことを証明します。

記

聴聞（弁明の機会の付与）の 件名	
代理人の氏名及び住所	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

」に改める。

第9号様式中「

代理人資格喪失届

(元号) 年 月 日

(あて先) 行政庁

届出者の住所

氏名 印

(元号) 年 月 日付けで通知のあった聴聞（弁明の機会の付与）について、下記の者は代理人の資格を喪失したので、行政手続法第16条第4項、行政手続法第17条第3項、行政手続法第31条において準用する行政手続法第16条第4項の規定により届け出ます。

記

聴聞（弁明の機会の付与）の 件名	
解任した代理人の氏名	
解任した代理人の住所	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

」を「

代理人資格喪失届

(元号) 年 月 日

(宛先) 行政庁

届出者の住所

氏名 印

(元号) 年 月 日付けで通知のあった聴聞（弁明の機会の付与）について、下記の者は代理人の資格を喪失したので、行政手続法第16条第4項、行政手続法第17条第3項、行政手続法第31条において準用する行政手続法第16条第4項の規定により届け出ます。

記

聴聞（弁明の機会の付与）の 件名	
解任した代理人の氏名	
解任した代理人の住所	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

」に改める。

第11号様式中「

聴聞参加許可申請書

(元号) 年 月 日

(あて先) 主宰者

申請者の住所

氏名

印

下記の聴聞に関する手続きに参加したく、行政手続法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

聴聞の件名	
当該不利益処分に係る具体的な利害関係の内容	

」を「

聴聞参加許可申請書

(元号) 年 月 日

(宛先) 主宰者

申請者の住所

氏名

印

下記の聴聞に関する手続に参加したく、行政手続法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

聴聞の件名	
当該不利益処分に係る具体的な利害関係の内容	

」に改める。

第13号様式中「

文 書 等 閲 覧 申 請 書

(元号) 年 月 日

(あて先) 行政庁

申請者の住所

氏名

印

行政手続法第18条第1項の規定により、不利益処分の原因となる事実を証する下記の資料の閲覧を申請します。

記

聴 聞 の 件 名	
閲覧申請する資料の名称又は内容	

」を「

文 書 等 閲 覧 申 請 書

(元号) 年 月 日

(宛先) 行政庁

申請者の住所

氏名

印

行政手続法第18条第1項の規定により、不利益処分の原因となる事実を証する下記の資料の閲覧を申請します。

記

聴 聞 の 件 名	
閲覧申請する資料の名称又は内容	

」に改める。

第16号様式中「

還 付 請 書

(元号) 年 月 日

(あて先) 主宰者

住 所

氏 名

印

下記目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	名 称	数 量	備 考
取 扱 者	職名		氏 名 印

備考 1 目録の欄は、取扱者において記載すること。

2 弁明の機会の付与の手続においては、「主宰者」とあるのは「行政庁」とする。

」を「

還 付 請 書

(元号) 年 月 日

(宛先) 主宰者

住 所

氏 名

印

下記目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	名 称	数 量	備 考
取 扱 者	職名	氏 名	印

備考 1 目録の欄は、取扱者において記載すること。

2 弁明の機会の付与の手続においては、「主宰者」とあるのは「行政庁」とする。

」に改める。

第18号様式中「

補佐人出頭許可申請書

(元号) 年 月 日

(あて先) 主宰者

申請者の住所

氏名

印

行政手続法第20条第3項の規定により、補佐人の出頭について次のとおり申請します。

記

聴聞の件名	
補佐人の氏名 及び住所	
当事者（参加人）との関係	
補佐する事項	

」を「

補佐人出頭許可申請書

(元号) 年 月 日

(宛先) 主宰者

申請者の住所

氏名

印

行政手続法第20条第3項の規定により、補佐人の出頭について次のとおり申請します。

記

聴聞の件名	
補佐人の氏名 及び住所	
当事者（参加 人）との関係	
補佐する事項	

」に改める。

第20号様式中「

参 考 人 出 頭 申 出 書

(あて先) 主宰者

住 所

氏 名

印

(元号) 年 月 日に において行われる聴聞について、下記の者を参考人として出頭させたいので申し出ます。

記

聴聞の件名	
参考人の住所	
参考人の氏名	
陳述の要旨	

」を「

参 考 人 出 頭 申 出 書

(宛先) 主宰者

住 所

氏 名

印

(元号) 年 月 日に において行われる聴聞について、下記の者を参考人として出頭させたいので申し出ます。

記

聴聞の件名	
参考人の住所	
参考人の氏名	
陳述の要旨	

」に改める。

第25号様式中「

陳 述 書

(元号) 年 月 日

(あて先) 主宰者

提出者の住所

氏名

印

行政手続法第21条第1項の規定により、次のとおり陳述書を提出します。

記

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実 その他当該事案の内容について の意見	
添付する証拠書類又は証拠物	

」を「

陳 述 書

(元号) 年 月 日

(宛先) 主宰者

提出者の住所

氏名

印

行政手続法第21条第1項の規定により、次のとおり陳述書を提出します。

記

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実 その他当該事案の内容について の意見	
添付する証拠書類又は証拠物	

」に改める。

第28号様式中「

報 告 書

(元号) 年 月 日

(あて先) 行政庁

主宰者職氏名

印

行政手続法第24条第3項の規定により、聴聞調書を添えて下記のとおり聴聞の結果について報告します。

記

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由	

」を「

報 告 書

(元号) 年 月 日

(宛先) 行政庁

主宰者職氏名 印

行政手続法第24条第3項の規定により、聴聞調書を添えて下記のとおり聴聞の結果について報告します。

記

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由	

」に改める。

第29号様式中「

聴聞調書等閲覧申請書

(元号) 年 月 日

(あて先) 主宰者・行政庁

申請者の住所

氏名

印

行政手続法第24条第4項の規定により、下記聴聞調書等の閲覧を申請します。

記

聴聞の件名	
閲覧を申請する資料の名称 (聴聞調書については聴聞の期日も示すこと)	

」を「

聴聞調書等閲覧申請書

(元号) 年 月 日

(宛先) 主宰者・行政庁

申請者の住所

氏名

印

行政手続法第24条第4項の規定により、下記聴聞調書等の閲覧を申請します。

記

聴聞の件名	
閲覧を申請する資料の名称 (聴聞調書については聴聞の期日も示すこと)	

」に改める。

第33号様式中「

公告第 号

弁明の機会の付与公示書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項の規定により公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき人には、 において弁明の機会の付与通知書を交付しますから申し出てください。

(元号) 年 月 日

行政庁

印

弁明の機会の付与の件名	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会の付与の有無（出頭すべき日時及び場所）	((元号) 年 月 日 時 分)
備考	

備考 行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項の規定により、この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、弁明の機会の付与通知書が到達したものとみなされます。

」を「

公告第 号

弁明の機会の付与公示書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項の規定により公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき人には、において
弁明の機会の付与通知書を交付しますから申し出てください。

(元号) 年 月 日

行政庁

印

弁明の機会の付与の件名	
不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会の付与の有無（出頭すべき日時及び場所）	((元号) 年 月 日 時 分)
備考	

備考 行政手続法第31条において準用する同法第15条第4項の規定により、この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、弁明の機会の付与通知書が到達したものとみなされます。

」に改める。

第34号様式中「

弁明書の提出期限等変更申出書

(元号) 年 月 日

(あて先) 行政庁

住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで通知のあった弁明書の提出期限等について、下記のとおり変更を申し出ます。

弁明の機会の付与の件名	
弁明書の提出期限	(元号) 年 月 日
口頭による弁明の場合は、その日時	時 分
変更申出の理由	

」を「

弁明書の提出期限等変更申出書

(元号) 年 月 日

(宛先) 行政庁

住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで通知のあった弁明書の提出期限等について、下記のとおり変更を申し出ます。

弁明の機会の付与の件名	
弁明書の提出期限	(元号) 年 月 日
口頭による弁明の場合は、その日時	時 分
変更申出の理由	

」に改める。

第36号様式中「

弁 明 書

(元号) 年 月 日

(あて先) 行政庁

提出者の住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで通知のあった弁明の機会の付与に関し、下記のとおり弁明書を提出します。

記

弁明の機会の付与の件名	
不利益処分の原因となる 事実その他当該事案の内 容についての意見	

」を「

弁 明 書

(元号) 年 月 日

(宛先) 行政庁

提出者の住所

氏名

印

(元号) 年 月 日付けで通知のあった弁明の機会の付与に関し、下記のとおり弁明書を提出します。

記

弁明の機会の付与の件名	
不利益処分の原因となる 事実その他当該事案の内容 についての意見	

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。